

# さいたま市スポーツ少年団バスケットボール部会 加盟・登録細則

(目的)

第1条 この細則は、さいたま市スポーツ少年団バスケットボール部会規程第17条にもとづき、加盟・登録手続きなどを定める。

(加盟・登録の定義及び条件)

第2条 さいたま市スポーツ少年団バスケットボール部会（以下「部会」という。）の加盟・登録の定義及び条件については、次に掲げるとおりとする。

- (1) 加盟とは、部会にチームを届出で承認されることである。
- (2) 登録とは、部会に競技者（プレイヤー）及び指導者を届出で承認されることである。
- (3) チームとは、次のとおりである。
  - ①競技者は、12歳以下の児童（小学生）及びジュニア（中学・高校学齢）を対象としていること。
  - ②競技者及び指導者は、日本スポーツ少年団に登録していること。

(児童のチーム構成)

第3条 児童のチーム構成は次に掲げるとおりとする。

- (1) さいたま市内に居住又は在学を原則とする。
- (2) 単一学区での構成を原則とする。ただし、近隣にチームが存在しないことや人数が少ない等の正当な理由及び従来の経緯から特に問題がない場合には、近隣チームへの登録も可能とする。近隣の目安としては中学校区とする。
- (3) 複数学区構成で、勝利至上主義による安易な強化としての側面があると判断された場合には、指導し、処置については、部会の審査委員会（正副部会長で構成）で決定する。

(加盟・登録の義務)

第4条 さいたま市において、ミニバスケットボール、ジュニアバスケットボール競技を行うチーム及び競技者、指導者は、この規定にもとづき、部会に加盟・登録しなければならない。

2 加盟・登録していないチーム及び競技者、指導者は、部会が主催・主管又は運営する大会に原則として参加することができない。

(加盟チーム及び登録競技者の権利)

第5条 部会加盟チームは、大会規定等に示す範囲において次の権利を有する。

- (1) 登録機関の主催又は共催する大会、講習会等に参加できる権利
- (2) 部会の推薦により招待大会等に参加できる権利
- (3) 登録機関等の表彰、顕彰等を受ける権利

(加盟チームの義務)

第6条 加盟チームは、加盟料1万円を納入し、部会の大会運営等に協力しなければならない。

(二重登録の禁止)

第7条 チーム加盟の競技者は、1人1チームとし二重登録は認めない。

(チーム加盟・競技者登録の手続き)

第8条 チームの加盟及び競技者の登録は、部会指定の期日までに加盟・登録の手続きを完了しなければならない。

(チーム加盟・競技者登録の変更)

第9条 チーム加盟及び競技者登録の変更については、次のとおりとする。

- (1) チームの追加加盟は、年度途中は認めない。ただし、期日以降に新たに結成されたチームは、部会長の判断で大会に参加することが認められることがある。ただし、市外の上位大会の出場資格は認めない。
- (2) 競技者の追加登録は、従前に一度も部会加盟チームに登録されたことのない競技者については登録を認める。ただし、第3条の要件を満たした登録機関の手続きを前提とする。
- (3) 移籍は、次の条件で認めることがある。ただし、チームは移籍申請書を部会に提出し、許可を得なければならない。
  - ア 一家転住・転校等により、競技者が移籍を希望するとき。
  - イ 団体内でのトラブル等により、競技者が移籍を希望するとき。

(加盟・登録の取り消し)

第10条 加盟・登録されたチーム及び競技者は所定の手続きにより、年度途中にその取り消しが認められる。ただし、すでに納入された加盟料等は返還しない。

(疑義、紛争の解決)

第11条 この細則に定めていない事項又は疑義、紛争が生じた場合は、部会理事会が処理する。

附則

この細則は、平成16年9月24日より施行する。

この細則は、平成22年4月2日より一部改正施行する。

この細則は、平成28年4月24日より一部改正施行する。

この細則は、令和2年7月19日より一部改正施行する。